

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)		目次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
		行政改革推進室		担当課(室)
				目次
				担当課(室)

◎岡山県規則第二十五号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「課室」を「課」に改める。

第十条第一項、第十一条第二項及び第十二条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

別表第一(1)3の項14中「及び特別休暇」を「、特別休暇及び介護休暇」に改め、同表8の項5中(13)を(15)とし、(6)から(12)までを二ずつ繰り上げ、同5(6)中「合併」を「吸収合併又は新設合併」に、「第49条」を「第50条第3項、第54条の6第2項」に改め、同5(5)を同5(6)とし、同(6)の次に次のように加える。

(1) 社会福祉充実計画の承認又はその変更若しくは終了の承認 (第55条の2第1項、第55条の3第1項、第55条の4)	関係課長				
	保健福祉			○	
	課地域福				
	祉・法人				
	指導班長				

別表第一(1)8の項5(4)中「若しくは認定又は届出の受理（第46条）」を「又は認定（第46条第2項）」に改め、同(4)を同5(4)とし、同5(1)の次に次のように加える。

(2) 一時評議員又は役員の職務を行うべき者の選任（第42条第2項、第45条の6第2項）	関係課長				
	保健福祉			○	
	課地域福				
	祉・法人				
	指導班長				

(3) 評議員会の招集の許可 (第45条の9第5項)	関係課長 保健福祉 課地域福 祉・法人 指導班長							

別表第一(1)13の項3(1)ウを削り、同表17の項1及び3中「内部事務効率化班」を「内部事務課」に改め、同表21の項中9を10とし、8を9とし、同項7中「関係する」を「関する」に改め、同7を同項8とし、同項中6を削り、5を7とし、4を6とし、3を4とし、同4の次に次のように加える。

5 説明会の開催 (第7条の2, 第17条, 第40条第1項, 第48条)								
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一(1)21の項中2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 配慮書の作成 (第3条の3, 第38条の6)								
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一(1)21の項に次のように加える。

11 報告書の作成 (第38条の2, 第40条の2)								
12 報告書についての意見 (第38条の5, 第40条の2)								

別表第二(1)10の項及び別表第二(3)11の項(1)中「及び特別休暇」を「、特別休暇及び介護休暇」に改める。

別表第三危機管理課の部3の項12及び26中「道路管理者」の次に「、港湾管理者及び漁港管理者」を加える。

別表第三人事課の部3の項4中「承認」の次に「、休業の期間及び時間の変更の承認並びに承認の取消し」を加え、同項中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

別表第三人事課の部6の項10中「別表第三人事課の部6の項10中」を「別表第三人事課の部6の項10中」に改め、同項中11を13とし、10の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三財政課の部中4の項を5の項とし、3の項の次に次の一項を加える。

11	介護時間の承認（服務規程第11条の3）					☐		
12	子育て支援時間の承認（服務規程第11条の4）					☐		

[illegible]

別表第三債権対策室の部を削る。

別表第三税務課の部2の項1中「罽」の次に「(2に掲げるものを除く。)」を加え、「(2から11までに掲げるものを除く。)」を削り、同部9の項に次のように加える。

[illegible]

別表第三県民生活交通課の部1の項14中「仮認」を「特例認」に改め、同項16中「仮認特定非営利活動法人」を「特例認特定非営利活動法人」に改め、同項21中「仮認」を「特例認」に改める。

別表第三中山間・地域振興課の部5の項3中

を

に改め、同部6の項2中、「**辨へ過**」を削り、

回頁中「及び第4項」を「第4項」に改め、回誌13の頁1(1)中「おかやま元氣！集落支援事業補助金交付要綱(平成23年4月1日付け中第59号)」を「おかやま元氣！集落活動促進支援事業」に改め、回1(2)中「中山間地域等活性化応援事業補助金交付要綱(平成26年3月28日付け中第644号)」を「中山間地域等活力創出応援事業(集落再編支援事業を除く。)」に改め、同1に次のように加える。

(3) 移住・定住促進応援事業に係るもの							○ 県民局長	
----------------------	--	--	--	--	--	--	--------	--

別表第三市町村課の部11の項2中、「~~第4項~~」を削り、同項3中「~~及び第4項~~」を、「~~第4項~~」に改める。

別表第三環境管理課の部中20の項を21の項とし、19の項の次に次の一項を加える。

[illegible]

○保健所長

5 五類感染症の患者の検体等の受理（第14条の2第2項）

○保健所長

- 8 指定検査機関の業務規程の認可及び変更命令（第28条）
- 9 指定検査機関の事業計画及び収支予算の認可（第29条）
- 10 指定検査機関に対する食鳥検査の業務に関する命令（第30条）
- 11 指定検査機関の業務の休止又は廃止の許可（第32条）

○

10 指定検査機関に対する食鳥検査の業務に関する命令 (第31条)

○

11 指定検査機関の業務の休止又は廃止の許可（第32条）

○

を

に改める。

別表第三子ども未来課の部１の項１中「障害児に関する施設を除く」を「保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る」に改め、同１(一)中「届出の受理若しくは」を削り、「設置の認可」を「認可」に改め、同(一)中「ア以外の」を「幼保連携型認定こども園に係る」に改め、同(二)中「。以下この項において「令」という。」を削り、同(三)中「の改善勧告」を「に対する改善勧告」に改め、同(一)(三)及び(四)を削り、同(一)(五)中「ア以外の」を「幼保連携型認定こども園に係る」に改め、同(五)を同(一)(三)とし、同(一)(六)中「(以下この項において「条例」という。)」を削り、同(六)を同(一)(四)とし、同項中２から４までを削り、５を２とし、６を３とし、同部中２の項及び３の項を削り、４の項を２の項とし、５の項から８の項までを削り、同部中９の項(一)中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改め、同(二)中「第43条第3項」を「第45条の36第4項」に改め、同項中「放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び」を削り、「に限る」を「及び利用者支援事業に限る」に改め、同項を同部中3の項とし、同部中10の項を4の項とし、同部の次に次のように加える。

[illegible]

[illegible]

(3) 保護処分決定による児童自立支援施設又は児童養護施設への入所措置 (第27条の2)									○ 児童相談所長	
(4) 家庭裁判所への送致 (第27条の3)									○ 児童相談所長	
(5) 保護者の児童虐待等の場合の措置 (第28条)									○ 児童相談所長	
(6) 立入調査の決定 (第29条)									○ 児童相談所長	
(7) 同居を始め、又はやめた旨の届出の受理 (第30条)									○ 児童相談所長	
(8) 在所期間の延長の決定等 (第31条)									○ 児童相談所長	
(9) 一時保護の決定 (第33条)									○ 児童相談所長	
(10) 民法 (明治29年法律第89号) 第797条の規定による縁組の承諾の許可 (第33条の8第2項ただし書)					○					

(iii) 児童の縁組の承諾の許可（第47条第1項ただし書、第2項ただし書）									○	児童相談所長	
(iv) 費用の徴収及び支払命令（第56条）											
ア 助産施設及び母子生活支援施設への入所に係るもの									○	県民局長	
イ ア以外のもの									○	児童相談所長	
(3) 児童自立生活援助事業を行う者への委託等（第33条の6）									○	児童相談所長	
(iv) 被措置児童等虐待の状況等の公表（第33条の16）						○					
(iv) 心理学的及び精神医学的な診査等の実施（条例第108条）									○	成徳学校長	
(iv) 親権喪失の審判等の請求（第33条の7）									○	児童相談所長	
(iv) 未成年後見人の選任及び解任の請求等（第33条の8，第33条の9）									○	児童相談所長	

3 福祉司，児童委員等に関すること。

(1) 児童委員の指揮監督（第17条第4項）								☐	県民局長
(2) 児童委員の研修の実施（第18条の2）	保健福祉課長				☐				
(3) 里親の家庭を訪問して指導を行う児童福祉司、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指定（令第30条）							☐	県民局長 児童相談所長	
(4) 児童の遊びを指導する者の認定（条例第53条）							☐	県民局長	
(5) 児童指導員の認定（条例第59条）							☐	県民局長	
4 児童福祉についての調査、報告、通知等に関すること。									
(1) 事務処理の状況の調査							☐	県民局長	
(2) 児童の保護についての指示又は報告の徴収（第30条の2）							☐	児童相談所長	
(3) 同居児童の居住地の変更及び必要事項の通知（令第33条）							☐	児童相談所長	
(4) 児童福祉施設の長への報告書の送付（児童福祉法施行規則第							☐	児童相談	

[illegible]

別表第三障害福祉課の部2の項1中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを一ずつ繰り上げ、同項4(5)中「あそび」を「あそび」に改める

別表第三長寿社会課の部11の項1(1)中「子ども家庭課」を「子ども未来課」に改める。

別表第三組合指導課の部4の項中12を14とし、7から11までを二ずつ繰り下げ、6を7とし、同7の次に次のように加える。

8 生産森林組合の組織変更の認可（第100条の8、第100条の16、第100条の22）					○		
---	--	--	--	--	---	--	--

別表第三組合指導課の部4の項中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 森林組合の森林経営規程の承認又は変更若しくは廃止の承認 (第26条の3)	○				
---	---	--	--	--	--

別表第三農産課の部12の項に次のように加える。

2 事業者に対する報告の徴収及び立入検査 (第52条第1項)						
(1) 知事が必要と認めた事項						○

別表第三農産課の部20の項中3を4とし、2の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三農産課の部21の項2を次のように改める。

[illegible]

別表第三農産課の部24の項1を次のように改める。

[illegible]

1 岡山県農産対策関係事業補助金関係事業、岡山県農林水産業統合補助金事業（力強い担い手の確保・育成事業及び安心安全・高						○ 県民局長	
---	--	--	--	--	--	--------	--

[illegible]

別表第三畜産課の部17の項1(5)及び(6)中「ゴウサ」を「ゴウサ」に改め、同部32の項中3を4とし、2の次に次のように加える。

[illegible]

Year	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100																																																																																																																																																																																																																																																																															
Population (millions)	7.2	7.4	7.6	7.8	8.0	8.2	8.4	8.6	8.8	9.0	9.2	9.4	9.6	9.8	10.0	10.2	10.4	10.6	10.8	11.0	11.2	11.4	11.6	11.8	12.0	12.2	12.4	12.6	12.8	13.0	13.2	13.4	13.6	13.8	14.0	14.2	14.4	14.6	14.8	15.0	15.2	15.4	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4	16.6	16.8	17.0	17.2	17.4	17.6	17.8	18.0	18.2	18.4	18.6	18.8	19.0	19.2	19.4	19.6	19.8	20.0	20.2	20.4	20.6	20.8	21.0	21.2	21.4	21.6	21.8	22.0	22.2	22.4	22.6	22.8	23.0	23.2	23.4	23.6	23.8	24.0	24.2	24.4	24.6	24.8	25.0	25.2	25.4	25.6	25.8	26.0	26.2	26.4	26.6	26.8	27.0	27.2	27.4	27.6	27.8	28.0	28.2	28.4	28.6	28.8	29.0	29.2	29.4	29.6	29.8	30.0	30.2	30.4	30.6	30.8	31.0	31.2	31.4	31.6	31.8	32.0	32.2	32.4	32.6	32.8	33.0	33.2	33.4	33.6	33.8	34.0	34.2	34.4	34.6	34.8	35.0	35.2	35.4	35.6	35.8	36.0	36.2	36.4	36.6	36.8	37.0	37.2	37.4	37.6	37.8	38.0	38.2	38.4	38.6	38.8	39.0	39.2	39.4	39.6	39.8	40.0	40.2	40.4	40.6	40.8	41.0	41.2	41.4	41.6	41.8	42.0	42.2	42.4	42.6	42.8	43.0	43.2	43.4	43.6	43.8	44.0	44.2	44.4	44.6	44.8	45.0	45.2	45.4	45.6	45.8	46.0	46.2	46.4	46.6	46.8	47.0	47.2	47.4	47.6	47.8	48.0	48.2	48.4	48.6	48.8	49.0	49.2	49.4	49.6	49.8	50.0	50.2	50.4	50.6	50.8	51.0	51.2	51.4	51.6	51.8	52.0	52.2	52.4	52.6	52.8	53.0	53.2	53.4	53.6	53.8	54.0	54.2	54.4	54.6	54.8	55.0	55.2	55.4	55.6	55.8	56.0	56.2	56.4	56.6	56.8	57.0	57.2	57.4	57.6	57.8	58.0	58.2	58.4	58.6	58.8	59.0	59.2	59.4	59.6	59.8	60.0	60.2	60.4	60.6	60.8	61.0	61.2	61.4	61.6	61.8	62.0	62.2	62.4	62.6	62.8	63.0	63.2	63.4	63.6	63.8	64.0	64.2	64.4	64.6	64.8	65.0	65.2	65.4	65.6	65.8	66.0	66.2	66.4	66.6	66.8	67.0	67.2	67.4	67.6	67.8	68.0	68.2	68.4	68.6	68.8	69.0	69.2	69.4	69.6	69.8	70.0	70.2	70.4	70.6	70.8	71.0	71.2	71.4	71.6	71.8	72.0	72.2	72.4	72.6	72.8	73.0	73.2	73.4	73.6	73.8	74.0	74.2	74.4	74.6	74.8	75.0	75.2	75.4	75.6	75.8	76.0	76.2	76.4	76.6	76.8	77.0	77.2	77.4	77.6	77.8	78.0	78.2	78.4	78.6	78.8	79.0	79.2	79.4

[illegible]

別表第三補地籍の第7の項(11)中「意見徴収」を「意見聴取」と改め、同部11の表一中「及び農山漁村地域整備交付金事業(地域用水環境整備事業)」を「農山漁村地域整備交付金事業(地域用水環境整備事業)、地域農業水利施設ストックマネジメント事業、農地耕作条件改善事業、見島湾干拓地展示ほ場設置等事業及び畑地かんがい施設等再編事業」に改め、同項を同部12の項とし、同部10の項の次に次の一項を加える。

[illegible]

別表第三農村振興課の部中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から15の項までを一項ずつ繰り上げ、同部16の項1中「認定」の次に「及び次年度の認定」を、「第5条第7項」の次に「第6条第4項」を加え、同項を同部15の項とし、同部中17の項を16の項とし、同部18の項1中「農村振興総合整備事業」を「集落基盤整備事業」に、「農村漁業活性化事業」

別表第三「皇族學校等の設置」の第1項「策定又は変更の同意（第4条第5項、第9項）」や「許可権限委譲事項に係る同意及び変更の同意（第4条第6項、第10項）」に於て、同第3の項1中「有害鳥獣駆除事業」や「鳥獣被害防止対策事業」に於て。

別表第三林政課の部2の項1中「分文計課」を「分文林課」に改め、同項4中「第8条」を「第6条」に改め、同4を同項5とし、同項3中「第7条」を「第8条」に改め、同3を同項4とし、同項2の次に次のように加える。

[illegible][illegible][illegible]

12日林第129号)の施行に
関する事務

別表第三林政課の部10の項中「県産材製品情報提供・普及啓発事業実施要領（平成28年3月27日林第701号）」を「県産材を使用した快適木の家づくりサプライチェーンの活動支援事業実施要領（平成28年12月20日林第685号）」に改め、同項1中「第1」を「第7」に改め、同項を同部11の項とし、同項の次に次の一項を加える。

業実施要領（平成28年12月20日本第685号）に改め、同項1中「第1」を「第7」に改め、同項を同部11の項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 県産材利用促進PR事業 1 事業計画の承認(第5)

別表第三林政課の部中9の項を10の項とし、3の項から8の項までを一項ずつ繰り下げ、2の項の次に次の一項を加える。

1 指定地域の指定、区域の変更及び指定の解除(第2条、第3条)

3 木材の安定供給の確保に

1 指定地域の指定、区域の変更及び指定の解除(第2条、第3条)

治山課

○

3 事業計画に対する意見の聴取及び具申並びに同意(第4条,第

治山課

9

別表第三水産課の部10の項2中「第125条の3」の次に、「漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第18条の6」を加え、同部中33の項を35の項とし、25の項から32の項まで

を二項ずつ繰り下げ、同部22の項1(12)中「聲西譯文」を「聲西譯」に改め、同項を同部26の項とし、同部中23の項を25の項とし、22の項を24の項とし、21の項を22の項とし、同

項の次に次の一項を加える。

23 災害対策基本法の施行に関する事務	1 市町村長等の要請による応援等の決定（漁港管理者の権限に属するものに限る。）（第68条）								☐	県民局長	
	2 災害時における車両の移動等に関すること。（漁港管理者の権限に属するものに限る。）										
	(1) 道路の区間の指定及び公安委員会への通知（第76条の6第1項、災害対策基本法施行令第33条の3第1項）								☐	県民局長	
	(2) 車両の移動等の命令（第76条の6第1項）								☐	県民局長	
	(3) 指定道路区間の周知（第76条の6第2項）								☐	県民局長	
	(4) 車両の移動等（第76条の6第3項）								☐	県民局長	
	(5) 他人の土地の一時使用又は障害物の処分（第76条の6第4項）								☐	県民局長	
	3 損失補償の決定（漁港管理者がした処分に係るものに限る。）（第82条第1項）								☐		

別表第三水産課の部中20の項を21の項とし、17の項から19の項までを一項ずつ繰り下げ、16の項の次に次の一項を加える。

17 漁業近代化資金通法 (昭和44年法律第52号) の	1 漁業近代化資金の貸付けに係る上限額の承認 (第2条第3項)					○			
---------------------------------	---------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--

[illegible]

別表第三道路整備課の部1の項2(26)中「~~麻生寺園参幸~~」を「~~麻生寺園参幸~~」に改め、同2中(40)を(43)とし、(39)を(42)とし、(38)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三道路整備課の部7の項2中「こと。」の次に「(道路管理者の権限に属するものに限る。)」を加え、同項3中「第76条の7」を「第76条の7第1項」に改め、同部中10の項を11の項とし、9の項の次に次の一項を加える。

[illegible]

別表第三河川課の部15の項を削る。

別表第三防災砂防課の部2の項1(11)中「聴見徴収」を「聴見聴取」に改める。

の次に次のように加える。

別表第三港湾課の部1の項中27を35とし、26を34とし、25を33とし、同項24(3)を削り、同24を同項32とし、同項中23を31とし、19から22までを八ずつ繰り下げ、18を25とし、同25

[illegible]

別表第三港灣課の部1の項中17を24とし、13から16までを七ずつ繰り下げ、12を16とし、同16の次に次のように加える。

45条の5)

[illegible]

別表第三港湾課の部1の項中11を15とし、10を14とし、9を13とし、同項8中「第2条の2」を「第3条の2」に改め、同8を同項12とし、同項7の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三港灣課の部5の項11を削り、同部中7の項を削り、6の項を7の項とし、5の項の次に次の一項を加える。

6 災害対策基本法の施行に関する事務	1 市町村長等の要請による応援等の決定（港湾管理者の権限に属するものに限る。）（第68条）									○ 県民局長	
	2 災害時における車両の移動等に関すること。（港湾管理者の権限に属するものに限る。）										
	(1) 道路の区間の指定及び公安委員会への通知（第76条の6第1項，災害対策基本法施行令第33条の3第1項）									○ 県民局長	
	(2) 車両の移動等の命令（第76条の6第1項）									○ 県民局長	
	(3) 指定道路区間の周知（第76条の6第2項）									○ 県民局長	
	(4) 車両の移動等（第76条の6第3項）									○ 県民局長	
	(5) 他人の土地の一時使用又は障害物の処分（第76条の6第4項）									○ 県民局長	
	3 損失補償の決定（港湾管理者がした処分に係るものに限る。）（第82条第1項）								○		

別表第三港湾課の部9の項1(12)中「意見徴収」を「意見聴取」に改める。

別表第三都市計画課の部4の項10を削る。

別表第三建築指導課の部2の項1(2)中「第3条」を「第3条、第12条」に、「第46条、第47条、第48条、第52条、第53条、第53条の2」を「第46条から第48条まで、第52条から第53条の2まで」に改め、同項5(3)を次のように改める。

別表第三建築指導課の部2の項5(13)を次のように改める。

[illegible]

別表第三建築指導課の部2の項5(20)中「조각, 조각」を「조각, 조각, 조각」に改め、同項に次のように加える。

[illegible]

別表第三建築指導課の部17の項を削り、同部18の項に次のように加える。

6 定期点検の対象から除外する特定建築物及び特定建築設備等の指定 (第12条)						○				
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

4 計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2）					☐					
---	--	--	--	--	-----------------------	--	--	--	--	--

別表第三建築指導課の部中18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) の施行に関する事務	1 建築物に係る指導及び助言(第8条)								☐	県民局長	
	2 建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。										
	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定(第12条、第13条)								☐	県民局長	
	(2) 特定建築物等に係る指示、措置命令、要請及び協議(第14条、第16条)								☐	県民局長	
	(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受理(第15条第3項)								☐	県民局長	
	(4) 特定建築物等に係る報告の徴収及び立入検査(第17条第1項)								☐	県民局長	
	(5) 計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「規則」という。)第11条)								☐	県民局長	
	3 一定規模以上の建築物に関すること。										
	(1) 計画及び計画の変更の届出の受理、指示並びに措置命令(第19条)								☐	県民局長	

[illegible]

別表第三建築指導課の部20の項を削る。

別表第三内部事務効率化室の部中「内部事務効率化室」を「内部事務課」に改め、同部1の項8及び2の項2中「~~参事~~」を「~~参事~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第三医療推進課の部1の項の改正規定は、同月二日から施行する。